

## 自動通話録音機お申し込みに関する注意事項

- 1 本機器は、山梨市にお住まいの65歳以上の方が居住する世帯あるいは、日中、高齢者のみ在宅する世帯で、居住者が機器の設置を希望している世帯に対して貸与を行います。
- 2 お申し込みをされる方は、本申込書を提出する前に、あらかじめ山梨市役所総務課 危機管理対策担当（TEL 0553-22-1111 内線 2444、2447）へ電話等により在庫の有無を確認してください。
- 3 お申し込みをされる方は、本申込書を提出する際、身分証明書（免許証、健康保険証、介護保険証等）をお持ちください。  
代理の方がお申し込みをされる場合は、その方の身分証明書もお持ちください。
- 4 本機器は、電話による詐欺や犯罪を未然に防止するためのもので、その他の用途には使用しないでください。
- 5 本機器使用にかかる電気料金および設置にかかる手数料、故障等による修理費用はお申し込みをされる方の負担になります。
- 6 県警が別に運用している自動通話録音（警告）機が設置されている世帯に対しては、本機器の貸与は出来ませんので、ご了承ください。

※ お申し込みは、平日の午前9時から午後5時までの間にお願いします。

※ お申し込みをされた方等の個人情報、貸与窓口で本事業の範囲内に限定して適切に管理し、それ以外の目的には使用しません。